**農業体験ツアー運営委託業務プロポーザル審査要領**

　農業体験ツアー運営委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

**１　審査の対象となる事業者**

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

(１)　別途定める「農業体験ツアー運営委託業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

(２)　募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

(３)　募集要領により、適正に書類を作成した参加者

**２　審査の項目及び点数**

総合点数は各委員100点（審査委員４名で400点満点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(１) 農業の魅力を伝えるためのイベント内容に関すること　　（50点）

(２) イベント、広報のスケジュール、工程表等　　　　　　　（20点）

(３) 業務の実施体制等 （10点）

(４) 見積額　　　　　　　　　　　　　 　（20点）

**３　審査委員会**

(１)　参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

①日時、場所

　令和６年８月27日（火）11:10～（予定）

　場所：高知県本町ビル５階会議室（高知市本町５丁目２番17号５階）

予定が確定後、事務局は、審査委員会開催の日時、場所、各参加者の説明時間、順番等を速やかに参加者に通知します。

(２)　審査委員は、参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、審査票により審査・評定を行います。

**４　審査の方法**

(１)　審査委員会では、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行います。

(２)　各審査委員は、別紙「農業体験ツアー運営委託業務プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行います。

(３）　全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。

(４)　審査の結果、最高点の者が同点で２者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。経費見積においても、なお同順位の者が複数いる場合は、業務の実施体制等の点数の高い者を候補者とします。

（別紙）

**農業体験ツアー運営委託業務プロポーザル審査基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大項目 | 審査の項目 | 審査の視点 | 配点 |
| 提案事項 | 農業の魅力を伝えるためのイベント内容に関すること | ・若者、女性の関心を引くような工夫がされているか。  ・プレイベントへの参加から体験ツアーの参加へ誘導できるような内容となっているか。  ・農業者の魅力が伝わる内容になっているか。工夫されているところは何か。  ・就農意欲を喚起し、高知県での就農を意識できるような内容であるか。 | 50 |
| イベント、広報のスケジュール、工程表等 | ・全体の実施スケジュールは適切か。  ・事前準備の整理と、当日のイベントの進め方が明らかにされているか。方法が工夫されているか。  ・広報開始からイベント当日まで、効果的な広報活動ができるような期間が確保されているか。  ・広報の手法は若者、女性の関心を引くような工夫がされているか。 | 20 |
| 組織事項 | 業務の実施体制等 | ・企画、運営に関する専門のスキルを持ったスタッフを配置してい  るか。  ・経験を持った受託者（代表責任者）であり、運営スタッフなど、この業務を実施する体制は十分確保されているか。  ・農業会議担当者や関連組織等と連携して、事業を効果的に遂行できるか。 | 10 |
| コスト面 | 見積額 | ・トータル金額や労務費の単価は適切か。  ・関連会社との連携などコストを下げる工夫がされているか。 | 20 |